

嘉手納町 “自動償還払いがスタートします！”

# 平成30年2月1日(受診分)から 母子及び父子家庭等医療費助成 の支給申請が便利になります！

## 自動償還払いとは？

### 県内医療機関等で受診

1 対象者の受給者証を提示 →

※健康保険被保険者証等と一緒に

2 医療費・お薬代を支払う。

3 受診月の翌々月(2か月後)に指定の口座に振り込まれます。

※平成30年4月支給分から最終木曜日になる予定です。

嘉手納町 母子及び父子家庭等医療費受給者証 (自動償還)				
事業番号	02	受給者証番号	2409561111	
対象者	フリガナ	カデナ イチロウ	続柄	性別
	氏名	嘉手納 一郎	子	男
保護者	フリガナ	カデナ ハナコ	性別	
	氏名	嘉手納 花子	女	
加入保険	住所	嘉手納町字嘉手納588番地		
	被保険者氏名	嘉手納 花子		
資格取得日	保険者名称	嘉手納町		
	資格取得日	平成20年4月1日から		
有効期限	外来	平成30年2月1日から 平成30年7月31日まで		
	入院	平成30年2月1日から 平成30年7月31日まで		
平成 30 年 2 月 1 日				
嘉手納町長				印

#### ○その他注意事項

- ① これまでどおり、子ども家庭課窓口で申請も可能です。なお、平成30年1月以前の受診については、領収書等を持参の上、子ども家庭課窓口での支給申請手続が必要です。
- ② 自動償還払いの導入に伴い、受給資格者証が世帯から個人に変わります。
- ③ これまで、申請月の翌月第3木曜日の支給でしたが、平成30年4月から、最終木曜日の支給になる予定です。

お問い合わせ先：嘉手納町役場 子ども家庭課 児童福祉係 956-1111 (内線 271・122・121)

## 1 嘉手納町役場窓口で助成金を受給する手続が必要な場合

次のいずれかに該当する場合には、嘉手納町役場窓口で助成の申請手続を行う必要があります。

- (1) 沖縄県外で受診した場合
- (2) 自動償還を導入していない医療機関等で受診した場合
- (3) 受給者証を提示せず受診した場合
- (4) 鍼灸、整骨院、あん摩、柔道整復等の自己負担分の場合
- (5) 平成30年1月31日以前の受診。ただし、診療を受けた月の翌月から起算して2年以内

## 2 その他注意点

- ① 医療費が高額の場合、その他の制度で給付を受けることができるかを確認した上での給付になりますので、支給が遅れる場合があります。
- ② 医療費助成の対象外になる医療費について
  - (1) 学校保険等が適用される。(学校等でのケガなど。)
  - (2) 保険適用とならないもの(健診、診断書(文書料)、容器代、予防接種など。)
  - (3) 他の制度で給付を受けることができる。
  - (4) 入院時の食事療養及び差額ベット代など。
- ③ 嘉手納町役場で届出が必要な場合
  - (1) 受給者の氏名又は住所が変更したとき。
  - (2) 医療保険各法の保険の種類又は医療保険証の記載事項に変更があったとき。
  - (3) 新たに監護し、又は養育する児童が生じたとき。
  - (4) 助成金の口座振替先の金融機関に変更があったとき。
  - (5) 婚姻したとき。(内縁関係等も含む。)
  - (6) 町外に転出するとき。
  - (7) 児童を監護又は養育しなくなったとき。(児童の施設入所、里親委託など。)
  - (8) 他の医療制度の対象になったとき。(重度心身障害者(児)医療費助成など。)
  - (9) 新たに扶養義務者と生活を共にするようになったとき。
  - (10) 所得の修正申告をしたとき。(同居の扶養義務者も含む。)